

## 審査基準について

### 【審査項目】

#### 1 生産に関する事項

- (1) 当該地域、漁業種類にとって、構造改革（省エネ、省人、省力化等）の取組が新規性があり意欲的なものと言えるか。
- (2) <改革型漁船等の収益性改善の取組の場合>  
船舶等の安全性について、取組がなされているか。  
<漁船等の収益性回復の取組の場合>  
船舶等の安全性について、配慮又は考慮されているか。
- (3) <改革型漁船等の収益性改善の取組の場合>  
労働環境の改善について、取組がなされているか。  
<漁船等の収益性回復の取組の場合>  
労働環境の改善について、配慮又は考慮されているか。
- (4) 市場関係者、流通加工業者等の意向を反映した取組内容となっているか。
- (5) 漁獲（生産）過程において、付加価値向上のための配慮がなされているか。
- (6) 改革の取組により見込まれる効果について、可能な限り数値化されているか。数値化されている場合は、その根拠は妥当なものといえるか。
- (7) 取組内容は、一定の実現可能性のあるものとなっているか。実現可能性に疑問が生じる場合は、取組がはじまる前までに予備試験を行うなどの担保措置が講じられているか。
- (8) 資源への配慮がなされているか。

#### 2 流通・販売に関する事項

- (1) 当該地域にとって、流通・販売に関する取組が新規性があり意欲的なものと言えるか。
- (2) 需要調査を適切に行い、当該地域の実情に即した販売戦略・展望が検討されているか。
- (3) 市場等において衛生面への配慮など安全・安心に関する取組がなされているか。
- (4) 改革の取組により見込まれる効果について、可能な限り数値化されているか。数値化されている場合は、その根拠は妥当なものといえるか。

- (5) 取組内容は、一定の実現可能性のあるものとなっているか。実現可能性に疑問が生じる場合は、取組がはじまる前までに予備試験を行うなどの担保措置が講じられているか。

### 3 収支の見通し

- (1) 水揚量、水揚金額、経費に関して、改革の取組事項や見込まれる効果を反映したものとなっているか。
- (2) 水揚金額について、算出される数値の根拠は、妥当なものといえるか。
- (3) 経費について、算出される数値の根拠は、妥当なものといえるか。

### 4 その他

- (1) 生産、流通及び販売が密接に連携した計画となっているか。
- (2) 地元行政との協力が十分なされているか。
- (3) 地域の健全な発展、人材の確保・育成など将来展望を踏まえた計画となっているか。
- (4) <改革型漁船等の収益性改善の取組の場合>  
地域・グループの漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進しようとする計画になっているか。
- <漁船等の収益性回復の取組の場合>  
償却前利益を確保できる操業・生産形態へ転換を促進しようとする計画になっているか。

#### **【審査基準】**

- ・各項目の配点は以下の通りとする。

秀（特に優れている）	4点
優（十分満足できる）	3点
良（満足できる）	2点
可（概ね満足できる）	1点
不可（満足できない）	0点

- ・各審査項目にコメント欄を設ける。（コメントについては任意）
- ・各審査項目の採点を合算した計数を総得点（一委員当たりの満点：20審査項目×4点＝80点）とする。
- ・認定のためには、一委員当たりの平均40点以上の総得点を要するものとする。

- ・ 4 審査項目以上において、「不可（0点）」と採点した委員が複数いる場合、その改革計画は、採択されないものとする。
- ・ 総得点が同点の場合は、次の基準によるものとする。
  - ア 「秀」の数が多い方を高位とする。
  - イ 「秀」の数も同数の場合は、「優」の数が多い方を高位とする。
  - ウ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い方を高位とする。
  - エ 「良」の数も同数の場合は、「可」の数が多い方を高位とする。
  - オ 「可」の数も同数の場合は、中央協議会会長が高位を決する。

### 【結果の通知】

結果については、後日速やかに、改革計画を提出した地域プロジェクト運営者（以下「提出者」という。）に対し、同一の中央協議会に審議されたすべての改革計画の計画ごとの総得点と順位を示した上で、採択の可否を通知する。また、提出者から自己の採点結果の詳細について開示請求があった場合は、審査項目別の合計点、委員からのコメント（委員名は非開示）を開示するものとする。その際、他地域の改革計画に関する情報は提供しない。

### 【情報公開】

提出者に結果の通知を行った後、改革計画ごとの順位及び採択の可否を公表する。

### 【再提出】

採択されなかった改革計画を次回以降の中央協議会に再提出することは妨げない。ただし、再提出にあたっては、「不可（0点）」とされた項目について、計画を修正しなければならない。